

寄附のお願い

NPO法人ロースクール奨学金広島は、広島県内のロースクール生に対し、奨学金を支給する等の学修支援を行っております。その活動資金は、全て寄附金だけでまかなわれております。下記ご案内をご覧くださいのうえ、何とぞ当法人の趣旨にご賛同いただき、寄附金のご協力をお願い申し上げます。

特定非営利活動法人ロースクール奨学金広島
理事長 増田 義憲



ロースクール奨学金広島について

法曹（弁護士・裁判官・検察官）になろうとする者は、原則として、ロースクール（法科大学院）を卒業したうえで司法試験に合格しなければなりません。ロースクールの学生は、入学金20～30万円、年間授業料80万円～130万円、教材費等20万円～30万円程度の出費が必要となっております。勉学に専念するため、アルバイト等を行う時間をとりにくく、多くの学生が、日々の生活費についても借金をしたり親族からの支援を受けたりしています。

経済的事情により弁護士等の志望を断念することがないよう、奨学金等の支援を行うため、広島弁護士会所属の弁護士が中心となって平成18年に「NPO法人ロースクール奨学金広島」が設立されました。

社会に貢献することを志す優秀なロースクール生を支援することにより、必ずや地域経済・地域住民の人権・権利の擁護と社会正義の実現の一助となるものと確信しています。

奨学生の実績

平成18年度から平成22年度までの間に、15名（のべ20名）のロースクール生に奨学金を支給しております。在學生を除く10名中8名が司法試験に合格しており、全受験生よりも高い合格実績を残しております。（平成23年1月1日現在）

奨学生の声

就学に専念できる環境を確保させていただきました



坂本 竜二さん

64期 司法修習生

平成20年度、21年度奨学生
広島修道大学法科大学院 出身

司法試験を受験するまでには、ロースクールの学費だけでなく、生活費、書籍代など、多額の費用を負担しなければなりません。これらの費用を賄うため、ロースクールに通いながら働くとなれば、十分な勉強時間を確保できず、1度目の受験でこの度の結果を出すことは困難であったと思います。そのため、ロースクール奨学金広島によるバックアップの下、就学に専念できる環境を確保させていただいたことには本当に感謝しています。日々研鑽に努め、これからは消費者問題に取り組み弁護士として社会に貢献していけるようになりたいと思います。

人生の転機となったロースクール



三浦 華子さん

旭硝子株式会社
弁護士

平成18年度奨学生
広島大学法科大学院 出身

私は今、東京都心にある企業の法務室に弁護士として勤務しています。満員電車で揺られ、慣れない英文契約書に四苦八苦し、事業部との打ち合わせでは市場動向や技術展開について話し合う、そんな毎日です。ロースクールに入学した頃は、青森の実家で弁護士事務所を開いて、ゆっくり法律相談を受けながら人助けができれば、と考えていました。自分でも思いもよらない人生の選択をすることになったのは、全てロースクールでの出会いがきっかけでした。元営業マンや技術屋といった多彩な顔ぶれの仲間達と議論を交わす日々は、私に世界を相手に法律を使う仕事がしたい、と思わせてくれました。人生の転機となったロースクールに本当に感謝しています。

寄附金控除のご案内

ロースクール奨学金広島は、国税庁長官から「認定特定非営利活動法人制度(認定NPO法人制度)」の認定を受けており、皆様からいただいたご寄附は一定の範囲で税控除の対象となります。(認定期間 2015年10月末までの寄附について)

1. 個人によるご寄附の場合(個人が支払う寄附金の控除)

寄附金の総額(ただし総所得金額等の40%まで)から2,000円を引いた金額を、その年の総所得額から控除することができます。

※所轄税務署へ確定申告を行う必要があります。確定申告書提出の際に、当法人の発行する所定の領収書を添付または提示していただくことになります。

※領収書は1月下旬ごろ送付します。基本的に再発行はできませんので、申告手続まで大切に保管してください。

2. 法人によるご寄附の場合(法人が支払う寄附金の損金算入)

他の特定公益増進法人に対する寄附金と合わせて、一般の寄附金に係る損金算入限度額とは別枠で損金算入できます。この損金部分に関しては法人税が課税されません。詳しくは、最寄りの税務署におたずねください。

※寄附金領収日を含む事業年度の税務申告書提出の際に、申告書に必要事項を記入し、当法人の発行する所定の領収書を添付または提示していただくことになります。

※「領収書」はご寄附いただく都度送付します。基本的に再発行はできませんので、申告手続まで大切に保管してください。

3. 相続財産のご寄附の場合

相続税の算定において、相続税の課税対象から除かれます。

相続財産をご寄附くださる場合には、事前に当法人にご連絡ください。

(2011年1月現在)

寄附金申込書

特定非営利活動法人ロースクール奨学金広島 行

FAX送信先 ▶ **082-228-0418** (広島弁護士会事務局内)

寄附金申込額	金	円	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 法人
寄附者 寄附法人名	フリガナ			
ご住所・所在地 <small>※寄附金領収証に表示されます</small>	フリガナ 〒			
連絡先電話番号	TEL ()	—	法人の場合の担当者名	
	FAX ()	—		

※申込をお受けした後、振込先等のご連絡をいたします。 ※継続的な寄附の申込も受け付けておりますので、お問い合わせください。